東峰村の財政事情

令和7年度 一般会計・特別会計・公営企業会計決算概要
令和8年度 一般会計・特別会計・公営企業会計上半期予算執行状況



地方自治法第２４３条の３第１項、地方公営企業法第４０条の２第１項及び東峰村「財政事情」の作成及び公表に関する条例第２条第１項の規定に基づき、本村の財政事情を公表します。

東峰村長　眞　田　秀　樹

令和7年度

一般会計 歳入決算 46億4,638万円

○歳　入　内　訳　　（単位：万円）

種　別	科　目	７年度決算額	６年度決算額	前年比（増減率）
自主財源 23.4%	村税	17,165	16,599	3.4%
	分担金及び負担金	7,968	5,219	52.7%
	繰入金	25,432	43,157	△ 41.1%
	繰越金	23,629	24,267	△ 2.6%
	諸収入	16,393	6,786	141.6%
	その他自主財源	18,269	24,960	△ 26.8%
依存財源 76.6%	地方交付税	200,814	194,420	3.3%
	国庫支出金	60,820	57,858	5.1%
	県支出金	39,355	37,958	3.7%
	村債	45,020	66,027	△ 31.8%
	その他依存財源	9,773	9,795	△ 0.2%
	合計	464,638	487,046	△ 4.6%

○自主財源とは？・・・東峰村が自らの権限で確保した財源です。

主なものとしては、住民税や固定資産税、軽自動車税などの村税（1億7,165万円）が挙げられます。
分担金・負担金には、農村環境整備事業や介護予防事業、保育所への給付費等の負担金などがあります。
繰入金は、ふるさと基金（ふるさと納税の積立）や施設改修等基金などの各基金から、事業の財源に充当するために一般会計に繰り入れを行ったものです。
その他、公営住宅使用料、ケーブルTV使用料、いずみ館や村民センター等の施設の使用料や村有地の貸付料、住民票や印鑑証明などの発行手数料、村の貯金である基金の利息収入などがあります。諸収入のうち、平成29年九州北部豪雨で被災したほうしゅ楽舎やケーブルTV設備に対する建物災害共済金（1億635万円）が主な増加理由です。
また、東峰村への寄附金は、一般寄附金及びふるさと納税が１億3,020万円となりました。

○依存財源とは？・・・国や県により、交付・割り当てられた収入や村債（村の借金）です。

主なものとしては、地方交付税（20億814万円）が挙げられます。これは地方公共団体が地域性や財政の状況に左右されず等しく行政サービスを行えるよう、一定の基準により国から交付されるものです。

国庫支出金（6億820万円）のうち、１億9,539万円については、公共土木施設災害復旧費国庫補助金として交付を受けています。また、デジタル基盤改革支援補助金として9,927万円、社会資本整備総合交付金7,079万円、緊急経済対策地方創生臨時交付金6,218万円、新しい地方経済・生活環境創生交付金3,218万円、道路メンテナンス事業費補助金424万円、障害者自立支援給付費国庫負担金5,031万円、児童措置費国庫負担金3,111万円等の交付を受けています。

県支出金（３億9,355万円）のうち、7,135万円については、日田彦山線沿線振興事業に対する補助金として交付を受けています。また、災害復旧事業費補助金１億6,431万円、障害者自立支援給付費県費負担金2,840万円、中山間地域直接払交付金1,558万円等の交付を受けています。

村債（４億5,020万円）については、災害復旧事業債に対する借入（１億6,340万円）、緊急自然災害防止対策事業【河川防災・林道防災】に対する借入（１億7,390万円）、地域交通対策事業【乗合タクシー運行委託】に対する借入（1,960万円）、村道道路橋梁点検・改良工事に対する借入（5,380万円）等が挙げられます。

令和7年度

一般会計 歳出決算 45億570万円

○歳　出　内　訳　　（単位：万円）

科目	7年度決算額	6年度決算額	前年比（増減率）
議会費	4,224	4,460	△ 5.3%
総務費	160,079	149,828	6.8%
民生費	64,935	58,647	10.7%
保健衛生費	16,205	18,310	△ 11.5%
労働費	0	0	—
農林水産費	27,803	19,995	39.1%
商工費	14,227	14,112	0.8%
土木費	25,284	36,358	△ 30.5%
消防費	10,932	32,227	△ 66.1%
教育費	12,292	13,315	△ 7.7%
災害復旧費	66,958	71,054	△ 5.8%
公債費	46,053	43,432	6.0%
諸支出金	1,578	1,680	△ 6.1%
予備費	0	0	—
合計	450,570	463,418	△ 2.8%

○収　支　　（単位：万円）

会計の名称	7年度決算額	6年度決算額	前年比（増減率）
一般会計	14,068	23,628	△ 40.5%

○令和7年度決算の特徴的なもの（前年度比）

- 総　務　費　…システム標準化や人事院勧告に準じた給与表改定に伴う職員給与費の増などにより支出が増加しました。
- 民　生　費　…主に買い物支援拠点整備事業費や特別養護老人ホーム管理事業費の増により支出が増加しました。
- 保健衛生費　…災害廃棄物処理委託事業費の皆減などにより支出が減少しました。
- 農林水産費　…獣肉加工処理施設整備費やライスセンター設備更新費、林道施設整備費の増などにより支出が増加しました。
- 商　工　費　…観光サイン整備費の増により支出が微増しました。
- 土　木　費　…公営住宅建設事業費の減により支出が減少しました。
- 消　防　費　…消防施設整備費（R6に実施した防災行政無線更新、消防車両購入、避難所バリアフリー化）の減により支出が減少しました。
- 教　育　費　…文化財調査費の減などにより支出が減少しました。
- 災害復旧費　…公共土木施設災害復旧事業の減、農地・農業用施設災害復旧事業の減などにより支出が減少しました。
- 公　債　費　…令和４年度借入の単独災害復旧事業債（公共土木施設災害復旧事業、農地・農業用施設災害復旧事業）の元金償還金の増などにより支出が増加しました。

特別会計の決算状況

〇特別会計は、特定の事業を行うにあたり、特定の収入をもって充て、一般会計から分離経理を行う会計です。東峰村では、国民健康保険事業、後期高齢者医療について、特別会計による経理を行っています。

　各特別会計について、適正な運営により赤字決算となることはありませんでした。

〇歳　入　　（単位：万円）

会計の名称	７年度決算額	６年度決算額	前年比（増減率）
国民健康保険事業特別会計	31,376	31,030	1.1%
後期高齢者医療特別会計	4,498	3,967	13.4%
合計	35,874	34,997	2.5%

〇歳　出　　（単位：万円）

会計の名称	７年度決算額	６年度決算額	前年比（増減率）
国民健康保険事業特別会計	31,363	31,030	1.1%
後期高齢者医療特別会計	4,437	3,966	11.9%
合計	35,800	34,996	2.3%

〇収　支　　（単位：万円）

会計の名称	７年度決算額	６年度決算額	前年比（増減率）
国民健康保険事業特別会計	13	0	皆増
後期高齢者医療特別会計	61	1	6000.0%
合計	74	1	7300.0%

公営企業会計の決算状況

〇簡易水道事業については、令和6年度から公営企業会計を適用しています。
そのため、複式簿記での算出となることから下記の表にてお知らせいたします。

（単位：万円）

会計名	区分	総収入	総支出	収支	前年度繰越利益剰余金	補填財源	剰余金
簡易水道事業	収益的収支	9,807	9,921	△ 114	751	-	637
	資本的収支	1,515	2,230	△ 715	-	715	0

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、引継金135万円、過年度分損益勘定留保金580万円で補てんしました。

●公営企業会計とは？？

　教育や福祉などの一般的な行政活動のほか、水の供給や医療の提供、下水の処理など、住民の生活や地域の発展に不可欠な事業を行う地域公共団体が経営する企業の会計

●一般会計・特別会計と公営企業会計の違いは??

　公営企業会計の経費は税金ではなく、提供するサービスの料金収入によって賄うこととされています。公営企業会計は、企業として経済性を発展する必要があるため、一般の官庁会計（単式簿記・現金主義）とは異なった企業会計（複式簿記・発生主義）という経理方式を採用しています。地方公営企業法を適用し（法適用企業）企業会計方式を採用することでお金の流れ、資産負債がどの程度あるかなど財政状況を正確に把握できます。

財政健全化判断比率の状況

〇自治体全体の財務状況が健全な状態であるかどうかを判断するための４つの指標「健全化判断比率」が法律により定められています。

区　　分		７年度決算	６年度決算	早期健全化基準（黄信号）	財政再生基準（赤信号）
健全化判断比率	実質赤字比率	－（黒字）	－（黒字）	15.0%	20.0%
	連結赤字比率	－（黒字）	－（黒字）	20.0%	40.0%
	実質公債費比率	8.2	7.5	25.0%	35.0%
	将来負担比率	－（黒字）	－（黒字）	350.0%	－
資金不足比率		－（黒字）	－（黒字）	経営健全化基準 20.0%	

東峰村は赤字等は発生しておらず、また、将来負担すべき負担にも備えがあると言えるでしょう。実質公債費比率については、福岡県内市町村平均（R７決算：６.２%）と比較するとと少し高い傾向にあります。今後も引き続き、H29～R5に借入れした災害復旧事業債、旧合併特例事業債、過疎対策事業債の元利償還のため、実質公債費比率は増加傾向が続くと見込まれますが、補助金や交付金を重点的に活用するなどし、借入金を減少させることに努めます。

〇用語について

・実質赤字比率　一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模※に対する比率のことで、赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示します。

・連結赤字比率　公営企業会計（簡易水道事業特別会計）を含む全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率のことで、全ての会計の赤字や黒字を合計し、全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示します。

・実質公債費比率　公債費（村の借入金）の返済額が標準財政規模に占める割合です。

・将来負担比率　村の実質的な将来負担額（借入金残高や、村の全職員が退職すると仮定した場合の負担見込等）が標準財政規模に占める割合です。

・資金不足比率　村の公営企業（簡易水道事業）に赤字が生じた場合、その額が事業規模に占める割合です。

※　標準財政規模・・・自治体の標準的な一般財源を示すもので、東峰村では**18億1,914万円（令和7年度）**となっています。



令和8年度上半期執行状況（一般会計）

令和８年4月１日～9月30日までの一般会計の予算執行状況をお知らせします。

〇歳　入　　（単位：万円）

科目	予算額	収入額	執行率
村税	16,673	11,731	70.4%
分担金及び負担金	7,761	1,329	17.1%
繰入金	90,529	0	0%
繰越金	14,068	14,068	100.0%
諸収入	4,840	1,389	28.7%
その他自主財源	26,294	3,700	14.1%
地方交付税	164,000	117,614	71.7%
国庫支出金	34,009	6,835	20.1%
県支出金	26,830	2,113	7.9%
村債	51,110	0	0%
その他依存財源	7,981	4,358	54.6%
合計	444,095	163,137	36.7%

本年度の９月末日現在の歳入予算の執行状況は、36.7%となりました。

繰入金と村債は執行率が0%となっていますが、年度末に繰入と借入を行う見込みです。

国庫支出金、県支出金の執行率が低いのは、事業完了後に支払われるためです。

〇歳　出　　（単位：万円）

科目	予算額	支出額	執行率
議会費	4,556	2,077	45.6%
総務費	170,283	48,589	28.5%
民生費	93,731	39,688	42.3%
保健衛生費	18,367	6,007	32.7%
農林水産費	26,667	4,103	15.4%
商工費	17,269	4,174	24.2%
土木費	16,864	3,852	22.8%
消防費	11,499	7,069	61.5%
教育費	14,915	5,044	33.8%
災害復旧費	16,981	1,463	8.6%
公債費	50,655	24,923	49.2%
諸支出金	1,828	0	0.0%
予備費	480	0	0.0%
合計	444,095	146,989	33.1%

本年度の９月末日現在の歳出予算の執行状況は、33.1%となりました。

農林水産費、災害復旧費の執行率が低いのは、事業完了後に支払いを行うものが多いためです。



令和8年度上半期執行状況（特別会計・公営企業会計）

令和８年4月１日～9月30日までの特別会計・公営企業会計の予算執行状況をお知らせします。

特別会計

〇歳　入　　（単位：万円）

会計の名称	予算額	収入額	執行率
国民健康保険事業特別会計	31,260	11,176	35.8%
後期高齢者医療事業特別会計	4,898	1,545	31.5%
合計	36,158	12,721	35.2%

〇歳　出　　（単位：万円）

会計の名称	予算額	支出額	執行率
国民健康保険事業特別会計	31,260	12,973	41.5%
後期高齢者医療事業特別会計	4,898	1,198	24.5%
合計	36,158	14,171	39.2%

９月末日現在の特別会計の予算執行状況は上記のとおりです。

公営企業会計

簡易水道事業は、令和6年度から公営企業会計を適用しており、複式簿記での算出となるため、下記の表にてお知らせします。

（単位：万円）

会計名	区分	総収入	総支出	収支	前年度繰越利益剰余金	補填財源	剰余金
簡易水道事業	収益的収支	1,115	1,430	△ 315	-	-	-
	資本的収支	0	1,176	△ 1,176	-	-	-

※収益的収支に長期前受戻入や原価償却費は含んでいません。

９月末日現在の公営企業会計の予算執行状況は上記のとおりです。



村債（借金）と基金（貯金）の状況

村の借金は令和７年度末現在で、一般会計では48億9,087万円（うち貸付金110万円）で、村民のみなさん１人あたりの借金の額に換算すると約285万円になります。

ただし、借金の中には、返済額の多くが地方交付税（国からの交付金）で返ってくるものが大半を占めるため実質的にはその3割程度となります。

一方、令和７年度末の村の貯金残高は、30億7,847万円で、村民のみなさん1人あたりの貯金の額に換算すると約179万円になります。

１人あたりの借金285万円と貯金179万円を比較すると、借金の方が貯金より106万円多いことが分かりますが、これは災害復旧事業債等の借入による借金が増加し続けていることが主な要因です。

過去5年間の村債と基金の推移を下記のグラフに示すように、村債は増加傾向にあり、基金はほぼ横ばいで推移していることが分かります。村では、こうした借金と貯金のバランスや経済の動向を考え、将来にわたってのさまざまな財政分析を行いながら効率的な財政運営に努めています。

東峰村人口：1,716人（令和8年3月31日現在）

〇村債（借金）と基金（貯金）の推移（令和３年度～令和７年度）

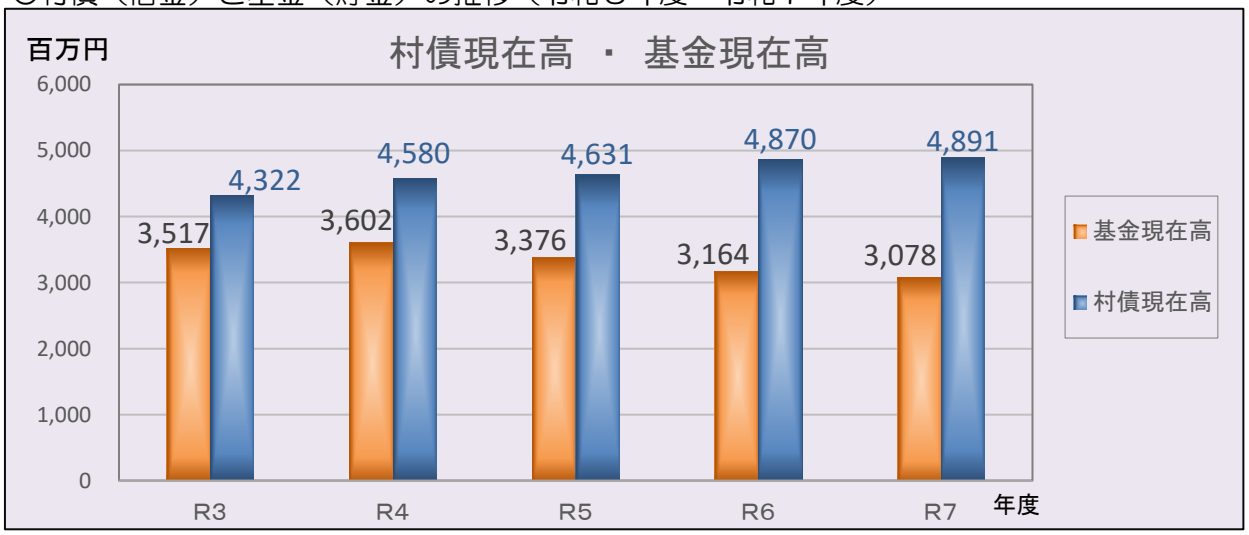

〇基金の運用の状況について

村では、基金について安全で確実である、国債や地方債、定期預金等により運用しています。

・令和７年度末の運用状況　（単位：万円）

運用状況・種別	運用額	比率（%）
民間金融機関定期預金	86,360	34.4%
地方債等	81,000	32.2%
利付国債	1,000	0.4%
民間金融機関普通預金	82,867	33.0%
運用額合計	251,227	100.0%



東峰村の財政事情
令和８年11月発行

■編集・発行　東峰村役場 総務企画課　福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425（TEL0946-72-2311）